

## 平成23年度 第1回 帯広市都市計画審議会 議事概要

日 時：平成23年 7月20日（水）午前10時00分～午前11時30分  
場 所：帯広市役所10階 第6会議室  
出席委員：仙北谷会長、野村副会長、稲葉委員、岩崎委員、大竹口委員、大林委員、菅野委員、木下委員、キャンベル委員、後藤委員、清水委員、鈴木委員、新妻委員、松田委員、松原委員、横川委員、吉田委員（以上17名）  
事務局：本迫副市長、伊藤都市建設部長、横田企画調整監、福島都市計画課長、田中宅地開発担当課長、澤土木課長、宮崎下水道課長、井上工業労政課長（都市計画課）佐藤課長補佐、松原係長、川角主査、高間主任、広沢主任、村上係員（下水道課）石塚課長補佐、唯野主任  
傍聴者等：報道関係者2名  
配付資料：会議次第、議題の概要、報告事項資料1、諮問・付議事項資料2～4、出席者名簿

### 1 開 会

#### ○出席確認

事務局から、17名中15名の委員が出席しており、審議会が成立していることが報告されました。（確認後、2名の委員も出席）

### 2 副市長挨拶

本迫副市長から平成23年度第1回都市計画審議会開催にあたっての挨拶がありました。

### 3 会長挨拶

仙北谷会長から平成23年度第1回都市計画審議会開催にあたっての挨拶がありました。

### 4 新任委員挨拶

5名の新任委員から挨拶がありました。

### 5 事務局紹介

伊藤都市建設部長から事務局職員の紹介がありました。

### 6 諮問・付議書の交付

本迫副市長から仙北谷会長に諮問・付議書が交付されました。

### 7 配付資料の確認

既に配付された資料と当日配布の資料について確認がされました。

### 8 議 題

#### (1) 報告事項

ア 帯広圏都市計画つくし野地区地区計画の決定（付議）

イ 帯広圏都市計画弥生東地区地区計画の変更（付議）

ウ 帯広圏都市計画道路の変更（付議）

本年2月21日開催の審議会において、承認されていた3件の案について、案の縦覧において意見書の提出がなかったことから、会長専決により承認書を3月23日、4月20日にそれぞれ交付し、3月28日付け帯広市告示第118号、4月5日付け帯広市

告示第142号、5月2日付け帯広市告示第171号でそれぞれ審議会で承認された内容のとおり決定されたと報告がありました。

○ 報告事項について、委員からの意見・質疑などはありませんでした。

(2) 諮問・付議事項

ア 諮問事項

(ア) 帯広圏都市計画道路の変更

3・1・46号弥生新道の事業実施に伴う詳細設計の結果、法面部の区域を追加するとともに、河川横断部の幅員を変更するものです。

○ 諮問事項に係る審議

上記の諮問案件について審議が行なわれ、異議なく承認されました。

事務局からの説明及び諮問案件に係る委員からの主な意見・質疑は以下のとおりです。

(事務局からの説明)

弥生新道は、西17条南1丁目（国道38号線）を起点とし、川西町基線（国道236号）を終点とする全長約9,490m、幅員は代表幅員で50mの道路です。うち2車線が約3,700m、4車線が約5,790mとなっています。

今回の変更は、弥生新道の事業実施に伴う詳細設計の結果、法面部の区域を追加するとともに、河川横断部の幅員を変更するものです。

まず、法面部の区域の変更ですが、全部で延長約730mになります。西2線と川西インター線との高低差が約10mあり、周りの地盤と道路の高さが合わないため、法を付けて区域の変更をするものです。基本断面は路肩、車道、自歩道あわせて全部で12.5m、インターチェンジ線部は15.5mということで決定していますが、今回、必要な法面部の区域を加えて変更するものです。

次に河川横断部（機関庫の川）の幅員の変更ですが、延長が約30mになります。詳細設計の結果、河川横断部の南、北側に擁壁を設置するものです。

基本断面は12.5mということで決定していますが、今回はこの擁壁部分の厚さ、南側60cm、北側50cm部分を加えて13.1mに変更するものです。

(委員からの主な意見・質疑)

【委員】 機関庫の川に係る幅員の変更ということで説明があったんですが、この付近の環境との関係なんですけども、絶滅危惧種ですとか、保全との関係についてもう少し詳しく説明していただきたいんですが。

【事務局】 環境調査についてですが、機関庫の川の周辺については、平成22年7月から平成23年1月にかけて、動植物の保全対策を目的とする環境調査を行なっています。

この環境調査の結果については、平成22年9月と平成23年1月に環境団体と地権者を対象に、説明会を行なっています。どのような環境調査をしたのかといいますと、帯広市稲田川西土地区画整理事業環境影響評価書というのがあります。この資料を基に植物、立木、魚介類、哺乳類等について環境調査を行いました。環境団体、専門家の先生方にも意見を伺っています。

【委員】 環境団体と説明会等で説明されているという話なんですけども、合意されているという理解でよろしいんですか。

【事務局】 環境調査の結果、今年の1月28日に環境団体の皆様に説明しています。現地で見つかった貴重種の植物等は、移植出来るものは移植するというので、了解いただいています。

環境団体の皆様とは、今後、工事の実施につきまして、節目節目で現地を確認していきながら、工事を進めていくということで了解を得ています。

【副会長】 工事完了の時期はいつ頃になるのでしょうか。というのは今年の10月にも道東道が開通することになります。それに伴いこの高規格道路の交通量が格段に増えるのではないかと思います。

当初、弥生新道と繋げるということについて、川西インターとのアクセスを街中より最大限に効果を求めるという話で進んでいたこともありますので、スケジュールによっては、随分とその利便性が損なわれて、道央圏から帯広市に来る方が不便を感じることもなるのではないかと思います。

【事務局】 工事の関係ですが、今年度一部工事を行いまして、来年度中には工事が終わります。

【副会長】 時期的なことについては色々あると思いますけども、十勝、帯広の経済の活性化にも飛躍的にも繋がると思いますので、検討をお願いしたいと思います。

【事務局】 可能な限り早く終わらせたいと思います。

【会長】 それではここで本案について諮ります。本案は承認することと決定してよろしいでしょうか。

異議なしと認め、そのように決定します。

以上が、各委員からの主な意見及び質疑です。

## イ 付議事項

### (ア) 帯広圏都市計画用途地域の変更

帯広市産業技術センターの廃止に伴い、周辺地の中で当該地のみを工業地域とする特段の理由がなくなったことから、周辺地の操業環境と整合させ、用途の混在を防止し、工業の利便の増進を図るために用途地域の変更をするものです。

## ○ 付議事項に係る審議

上記の付議案件について審議が行われ、異議なく承認されました。

事務局からの説明及び付議案件に係る委員からの主な意見・質疑は以下のとおりです。

### (事務局からの説明)

変更箇所は、帯広工業団地地区です。変更位置は、帯広市西22条北1丁目の一部で、帯広産業技術センター跡地と道路の一部になります。変更面積は約0.9haになります。

地区の現状ですけれども、この地区は現在、「工業地域」となっており、建ぺい率60%、容積率200%の地区になっています。また、この地区は「地区計画区域」でもあり、敷地面積の最低限度500㎡、壁面の位置の制限は、工業団地幹線からの離れは6m、その他の道路からの離れは3mとなっています。その他に建ぺい率の制限もある地区になっています。

当該地は中心市街地から西へ6 kmにあり、帯広工業団地のほぼ中心に位置し、中島通り、工業団地幹線に面している利便性の高い地区です。昭和48年4月1日に「工業専用地区」から「工業地域」に変更し、中小企業の技術面の向上を図るため試験室、企業の講習会、福利厚生施設等に利用できる帯広市産業技術センターが建設されました。その後、多様化する企業ニーズに対応できず、大幅な機能拡充が必要となり、平成18年度に十勝産業振興センターが建設され、その機能を移転させたことから、帯広市産業技術センターは廃止しています。

変更内容につきましては、当該地区の用途地域を「工業地域」から「工業専用地域」、建ぺい率を60%から50%に変更しようとするものです。容積率、地区計画の変更はありません。

都市計画変更の理由についてですが、帯広市産業技術センターの廃止に伴い、周辺地の中で当該地のみを「工業地域」とする特段の理由がなくなったことから、周辺地と同様に帯広市マスタープランに定める土地利用方針に基づき、周辺地の操業環境と整合させ、用途の混在を防止し、工業の利便の増進を図ることから、用途地域の変更をします。

用途地域が変更になりますと、「工業地域」で建築可能なもののうち、住宅、物品販売業を営む店舗、遊戯施設などの建築については制限されます。また、変更後の用途地域の面積につきましては、「工業地域」「工業専用地域」は、1 haの増減となります。「工業地域」は帯広市全体で117 ha、全体の2.8%、「工業専用地域」は354 ha、全体の8.4%となります。

#### (委員からの主な意見・質疑)

【委員】 用途地域の変更ということで、「工業地域」を「工業専用地域」に変更したいとの説明でしたが、地域の地権者に説明会をしたんでしょうか。また合意されたんでしょうか。

【事務局】 本年の7月4日に地域の説明会を開催し承認されています。

【委員】 用途の確認ですが、工業団地は「工業専用地域」ですよね。産業技術センターを建てるためだけに「工業地域」に用途の変更をかけたということですよ。それが移転したので、そこに住居系だとか遊戯施設が建てられる可能性があるんで、周り全体がもともと「工業専用地域」なんだから元に戻すというような感覚で捉えていいんですよ。

【事務局】 産業技術センター自体が工業振興の目的と企業の福利厚生施設等も考えられて計画されていまして、ある程度複合的な施設を建設出来るようにという意図もありました。

廃止になりまして現在の「工業地域」のままですと住居系、遊戯施設系の建築物が建築可能となることから、用途の混在を事前防止するということと、周辺の操業環境と整合させていくということです。

【会長】 以前の建物の福利厚生、講習、研修だとかの役割については、十勝産業振興センターの方でやるんで地域のそういった目的は、これからも行なっていけるということで、用途の変更をしたいということです。

それではここで本案について諮ります。本案は承認することと決定してよろしいでしょうか。

異議なしと認め、そのように決定します。

以上が、各委員からの主な意見及び質疑です。

(イ) 帯広圏都市計画下水道の変更

公共下水道事業計画の見直し及び合流改善事業の実施により、鎮橋中継ポンプ場のポンプ機能を帯広川下水終末処理場へ移転したことから、鎮橋中継ポンプ場を廃止するものです。

○ 付議事項に係る審議

上記の付議案件について審議が行われ、異議なく承認されました。

事務局からの説明及び付議案件に係る委員からの主な意見・質疑は以下のとおりです。

(事務局からの説明)

鎮橋中継ポンプ場は、位置帯広市東2条南2丁目、敷地面積約720㎡、揚水能力45m<sup>3</sup>/分のポンプ場施設です。

今回の変更理由につきましては、公共下水道事業計画の見直し及び合流改善事業の実施により、鎮橋中継ポンプ場のポンプ機能を帯広川下水終末処理場へ移転したことから、鎮橋中継ポンプ場を廃止するものです。

鎮橋中継ポンプ場の概要につきまして説明します。東9条線から南20丁目線、西はとてっぽ通りから北栄グリーンロードを通りまして国道38号線で囲む区域が雨水と汚水と一緒に流れて来る合流管方式を取っています。この合流管を伝わって流れてきた水が遮集管に集まって、鎮橋中継ポンプ場に流れ着きます。その後、ポンプ圧送をかけて、圧送管を通して帯広川下水終末処理場に繋がるということになります。

また、合流管から繋がる遮水管というのが常時満水状態になっていまして、大雨が降った時とか溢れ出るという現状があり、全国的にも合流方式をとっているところでは同様な現象が起きており、全国的な問題となっています。

この問題を回避するために、平成16年に「下水道施行令」が改正され、合流式下水道改善対策が規定されました。これを受けて「帯広市帯広川地区合流式下水道緊急改善計画」を策定し、合流式下水道改善事業に着手しています。

改善の方法ですけれども、先程の遮集管ですが常時満水状態であるために、遮集管を延伸しました。そのことにより、既設の遮集管の水位が下がり、大雨が降っても下水が溢れ出るということが改善されました。また、新設された遮集管はかなり深いところに入っており、あらたに帯広川下水終末処理場敷地内にポンプ場を新設し、終末処理場へ繋いでいます。

よってポンプ場新設に伴い、鎮橋中継ポンプ場は機能を移転したことにより、都市計画決定の廃止をするものです。

(委員からの主な意見・質疑)

【会長】 遮集管に溜まった下水が溢れ出ることがあるということで、あらたにポンプ場をもって水位を下げるということと、既に新しい遮集管が出来ているという関係で、従来のポンプ場を廃止したいという説明でした。

【委員】 先程の説明だと、ほとんど満水状態で大雨が降ると下水が出てたという理解でよろしいんですか。構造的に溜まるということですか。

【事務局】 遮集管で集めましてポンプ場に入るんですが、ポンプ場の運転水位が少し高く

て、計画汚水量を正規に処理が出来ていなかったということです。今回、遮集管を延伸しまして規定の計画汚水量を流せる処理にしたということです。

【副会長】 先程の説明の中で、廃止するポンプ場は都市計画決定がされていたという話でしたが、新設されているポンプ場については、処理場の敷地内なので都市計画にはかかっていなかったということなんですか。ポンプ場の都市計画決定された話がちょっと記憶になかったものですから、確認の意味で教えていただきたい。

【事務局】 廃止する鎮橋中継ポンプ場は、昭和34年に都市計画決定しています。新設するポンプ場は、帯広川下水終末処理場敷地内に設置していますが、既に処理場の区域の都市計画決定をしているので、都市計画決定は不要ということになります。

【会 長】 それではここで本案について諮ります。本案は承認することと決定してよろしいでしょうか。  
異議なしと認め、そのように決定します。

以上が、各委員からの主な意見及び質疑です。

### (3) その他

都市計画審議会で決定された案件のうち長期間経過したものについて、進捗状況等について確認が必要ではないかという意見がありました。また、定住自立圏構想についても何処かの時点で審議会において、説明が必要ではないかとの意見もありました。

— 了 —